

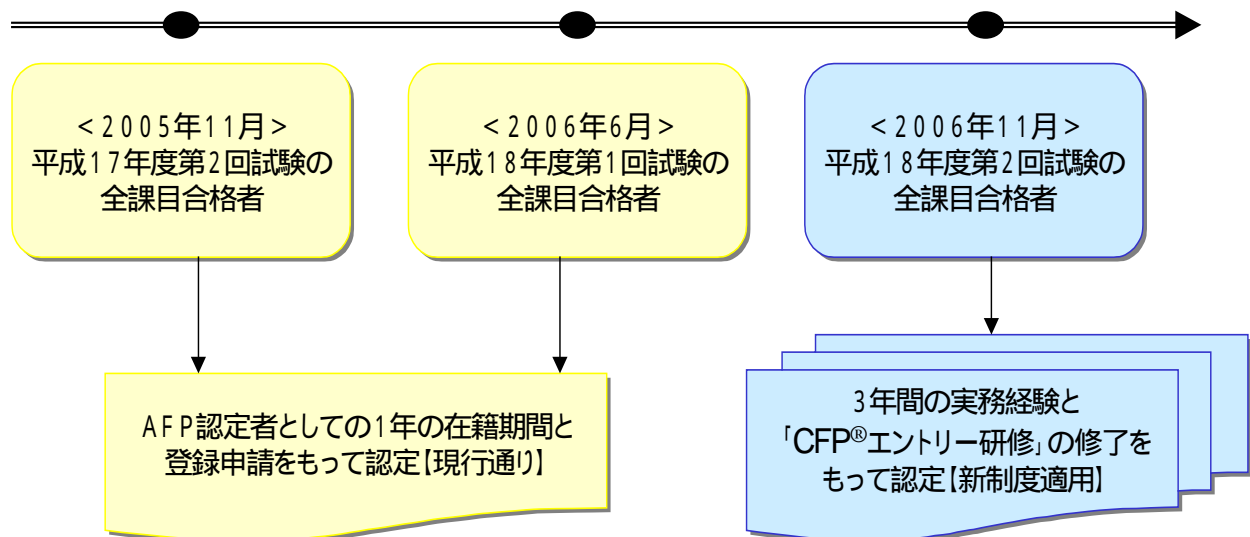
平成17年9月26日

CFP®認定教育プログラムの整備に係る 「CFP®認定基準規程運用細則」の制定について

特定非営利活動法人
日本ファイナンシャル・プランナーズ協会

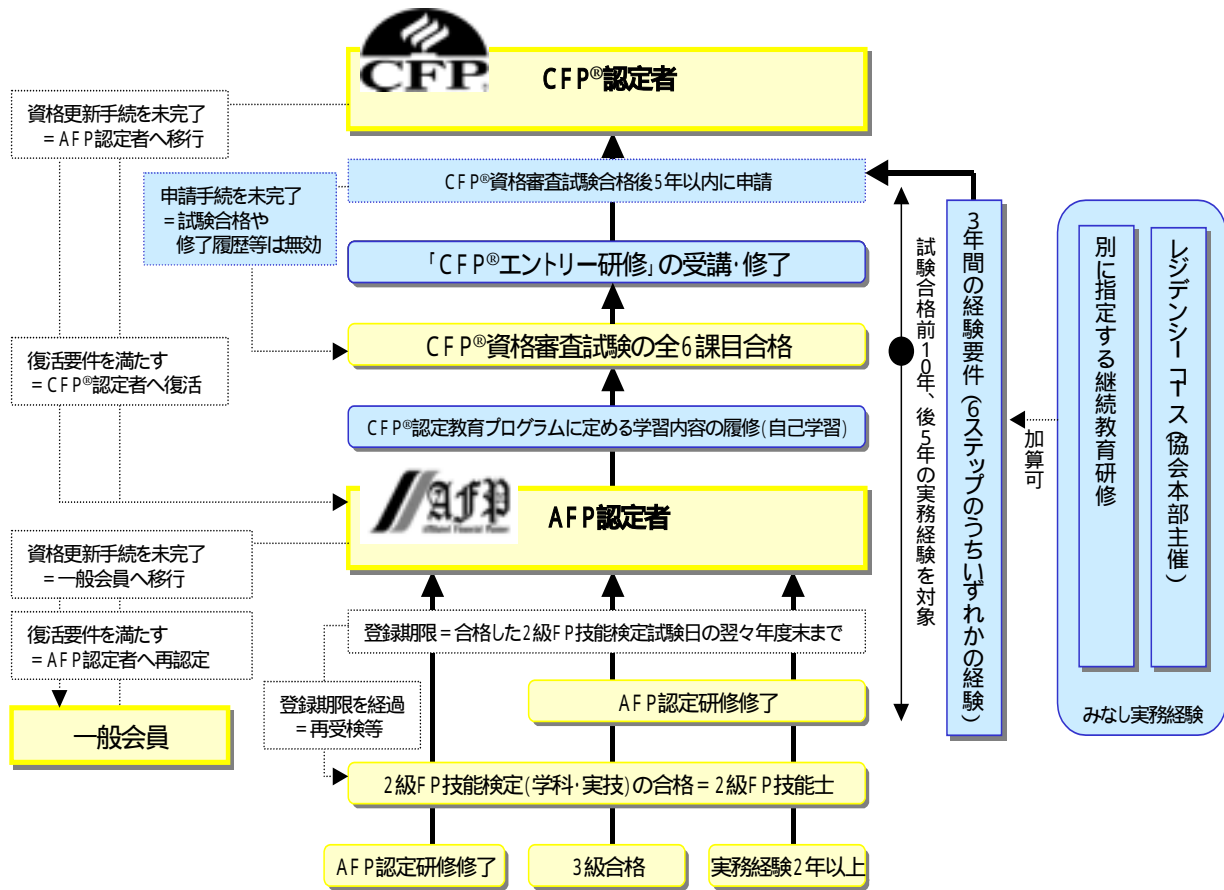
本協会では、「CFP®認定教育プログラム」の検討内容・進捗状況について、平成17年5月16日付で中間報告を取りまとめ、公表致しましたが(http://www.jafp.or.jp/info/cfp_pro.pdf)、「CFP®認定教育プログラム」の骨格となる「CFP®認定基準規程(平成17年4月1日施行済)」の制度詳細を定める「CFP®認定基準規程運用細則」を平成17年9月5日付で制定しました。本細則の制定に伴う決定事項を次のとおり公表致します。

1. 「CFP®認定教育プログラム」の導入スケジュール

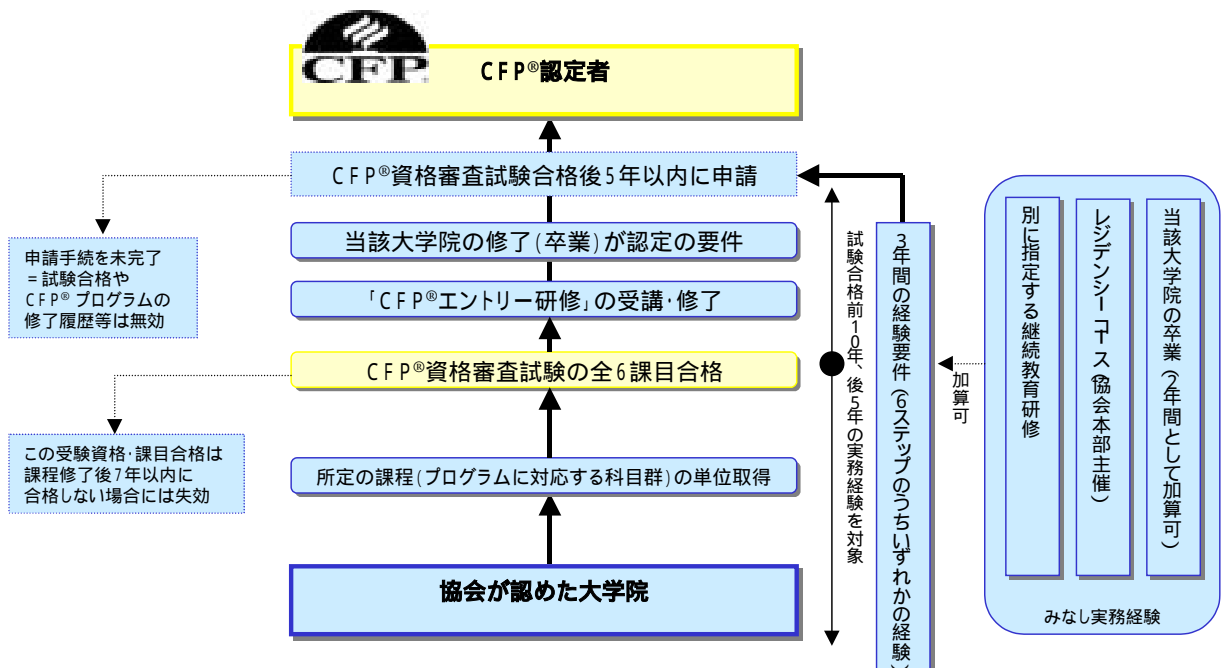


「平成18年度第1回試験」までに全6課目に合格した場合は現行通りだが、仮に最後の1課目を「平成18年度第2回試験」で合格した場合には、新制度が適用される。

2-1. 「CFP®認定教育プログラム」導入後の試験・認定プロセスの概要

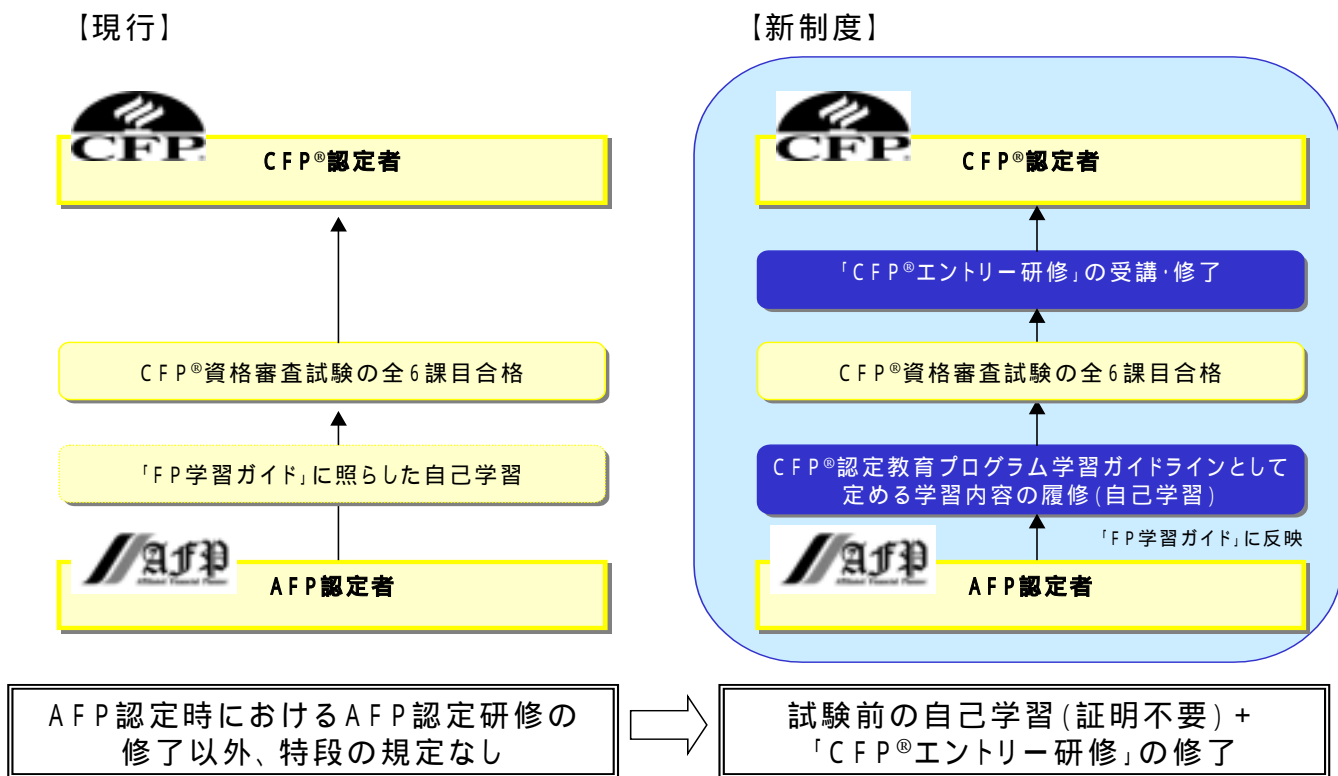


2-2 「CFP®認定教育プログラム」導入後の大学院からの試験・認定プロセスの概要



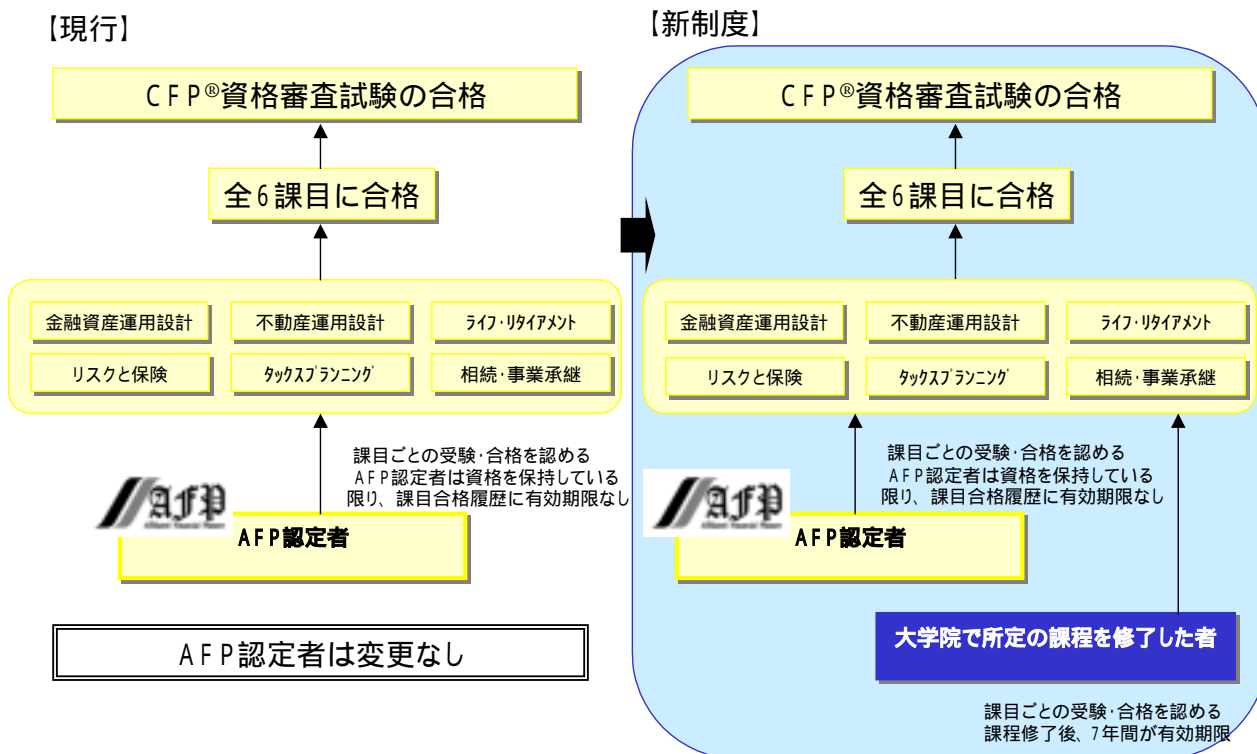
本制度によるCFP®資格審査試験の受験は、平成18年度第2回試験から可とする。
 本制度はあくまでもCFP®資格審査試験の受験ならびに認定に係るものであって、AFP認定との関連はない。
 「協会が認めた大学院」...プログラムに対応する学習内容と合致しているか等の審査を経て、協会の常務理事会が承認する。
 「所定の課程」...FPの6分野をカバーし、かつ演習・ケーススタディ等を含む科目群で構成。計16単位(講義時間で180時間)以上。

3. 「CFP®認定教育プログラム」導入後の教育要件

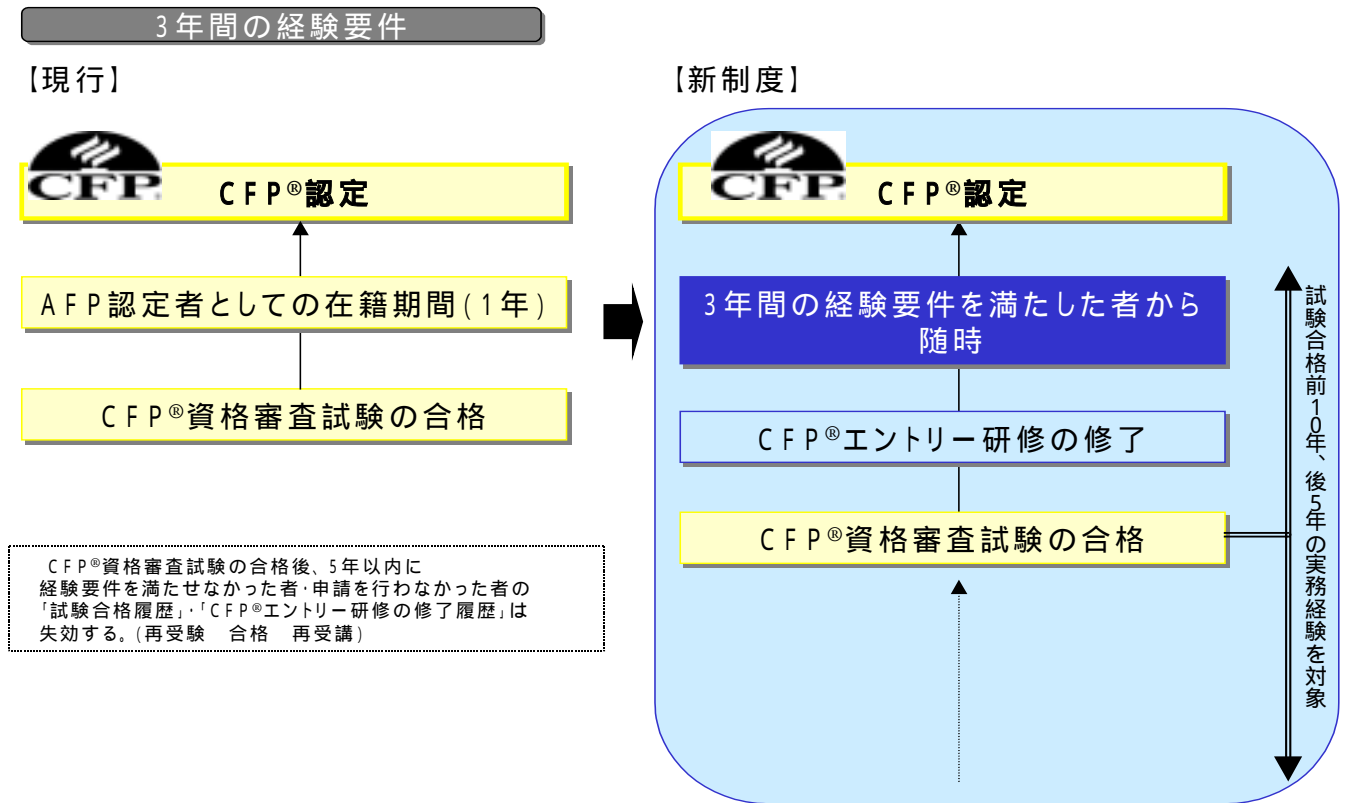


4. 「CFP®認定教育プログラム」導入後の試験要件

CFP®資格審査試験の全6課目合格



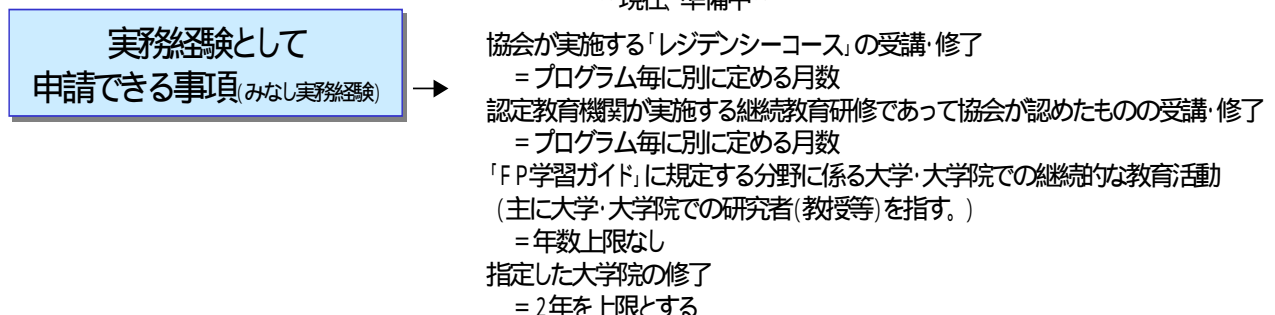
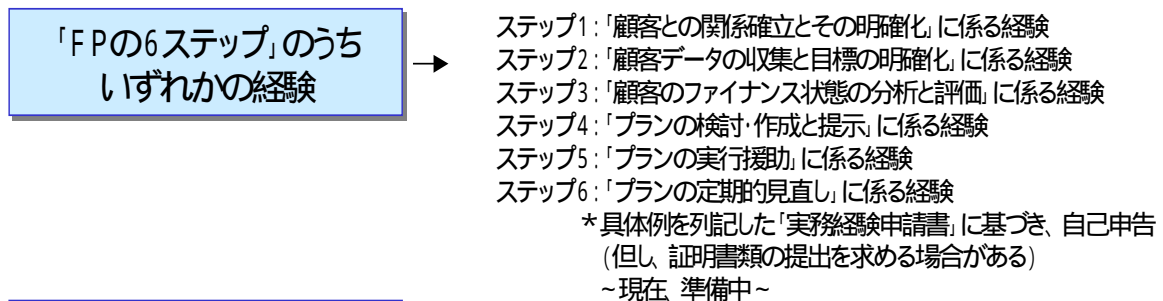
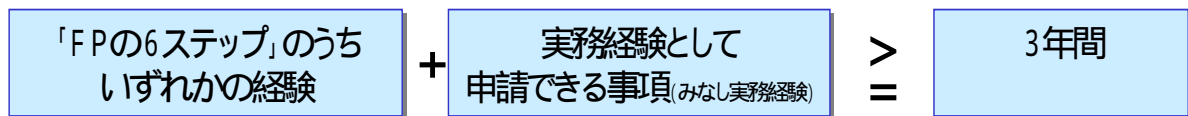
5-1. 「CFP®認定教育プログラム」導入後の経験要件



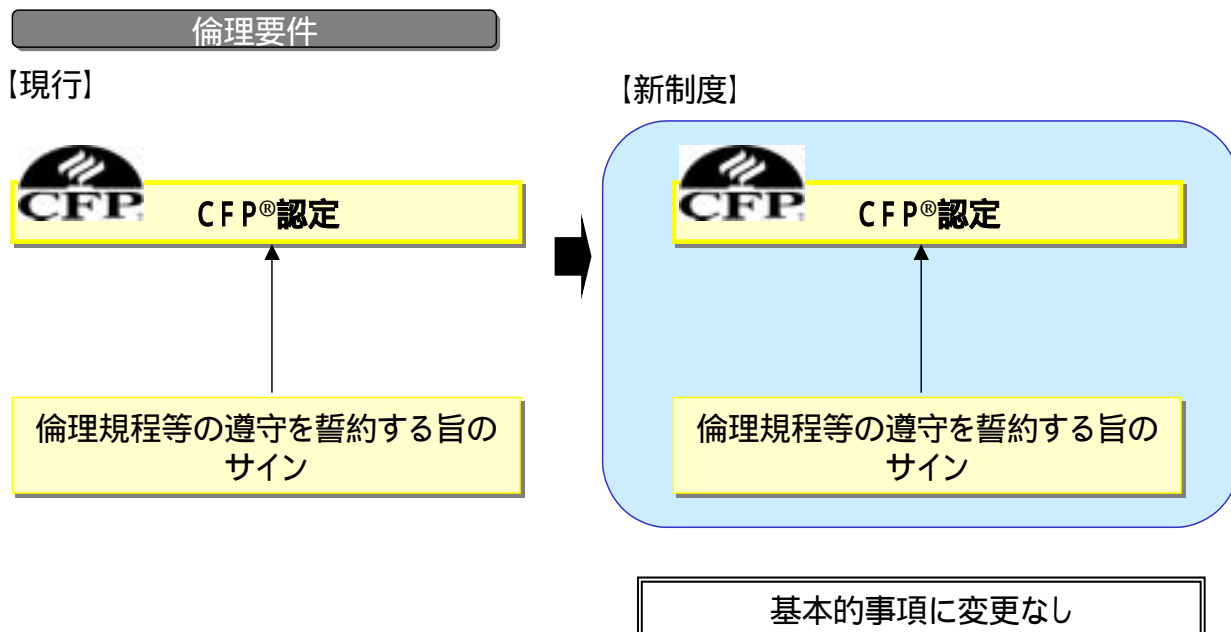
5-2. 「CFP®認定教育プログラム」導入後の経験要件

経験要件

試験合格前10年～後5年の間に...



6. 「CFP®認定教育プログラム」導入後の倫理要件



7. 現行制度下のCFP®認定者の移行措置

移行措置の有無等

現在の認定者ならびに平成18年度第1回(2006年6月)試験合格までの認定者については、特段の要件を課さず、現行通りの取り扱いを行うこととする。

なお、協会は、現行の認定者が自発的なブラッシュアップを行うに際して、十分なカリキュラム等を提供できるよう、今後も各種制度・インフラの整備を進めることとしている。

その他、下記の事項については、本年中をめどに策定・公表する予定です。

- ・「CFP®認定教育プログラム学習ガイドライン」の詳細（「FP学習ガイド」に反映）
- ・「CFP®初期認定研修」（通称：エントリー研修）の実施要領
- ・「レジデンシーコース」の開催要項
- ・「みなし実務経験」として換算できる認定教育機関による「継続教育研修」の開講承認基準
- ・「実務経験申請書」の詳細

< 参照 > 「CFP®認定基準規程」・「CFP®認定基準規程運用細則」の条項対照表

「CFP®認定基準規程」 (平成17年4月1日制定 / 平成17年9月5日改定)	「CFP®認定基準規程運用細則」 (平成17年9月5日制定)
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会(以下、協会)が認定するサーティファイド ファイナンシャルプランナー®(以下、CFP®認定者)の認定基準を定める。</p>	<p>特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会(以下「協会」という)が定める「CFP®認定基準規程(以下「規程」という)」を実施するため、規程第12条の規定に基づき、「CFP®認定基準規程運用細則(以下「細則」という)」を次のように定める。</p>
<p>(CFP®認定者の初期認定要件)</p> <p>第2条 CFP®認定者は、ファイナンシャル・プランナーとして高度な専門的知識と経験に裏付けされた技能、さらに高い職業倫理を備える必要があり、初めてCFP®認定を受けようとする者は、次の各号のすべての要件を満たしていることを要する。</p> <p>一 第3条に定める「教育要件」を満たしていること</p> <p>二 第4条に定める「試験要件」を満たしていること</p> <p>三 第5条に定める「経験要件」を満たしていること</p> <p>四 第6条に定める「倫理要件」を満たしていること</p>	
<p>(教育要件)</p> <p>第3条 協会が実施するCFP®資格審査試験(以下、CFP®試験)を受験しようとする者は、次の各号のいずれかの方法により、協会が定める学習内容を履修していることを要する。</p> <p>一 協会の認定するAFP認定者にあつては、自己の学習による。</p> <p>二 前号以外の者にあつては、協会が指定した大学院等での所定の課程を修了することによる。</p>	<p style="text-align: center;">第一章 教育要件</p> <p>第一節 学習内容 (学習内容)</p> <p>第1条 規程第3条第1項に定める学習内容は、「CFP®認定教育プログラム学習ガイド」として別に定める。</p> <p>第二節 大学院等 (大学院等)</p> <p>第2条 規程第3条第1項第二号に定める協会が指定した大学院等(以下「大学院等」という)とは、「大学院設置基準(昭和四十九年六月二十日文部省令第二十八号)」又は「専門職大学院設置基準(平成十五年三月三十一日文部科学省令第十六号)」の規定により設置された大学院等であつて、かつ協会の常務理事会が承認したものをいう。</p> <p>(大学院等での所定の課程)</p> <p>第3条 規程第3条第1項第二号に定める所定の課程(以下「所定の課程」という)とは、前条に規定</p>

<p>2 CFP®認定を受けようとする者は、第4条に定める試験要件を満たした後に、協会が実施するFP実務に係る所定の研修を修了しなければならない。</p>	<p>する大学院等で開講される講義科目のうちで予め協会の承認を得た科目群をいい、大学院ごとに定める単位取得要件等をすべて満たすことで修了とみなす。</p> <p>2 所定の課程を修了した日は、前項に定める単位取得要件等をすべて満たした日とし、当該大学院等の修了又は卒業は、規程第4条に定めるCFP®資格審査試験(以下「CFP®試験」という)の受験資格の要件としないものとする。また、所定の課程は、修了とする日から10年間をさかのぼる日までに取得した単位で構成されていることを要する。</p> <p>3 規程第3条第1項第二号の規定によるCFP®試験の受験資格は、前項に定める所定の課程を修了した日から起算して7年間を経過する日までをその有効期限とする。</p> <p>4 CFP®試験が課目別試験等の複数試験で構成される場合には、所定の課程の修了をもって、すべての課目の受験資格を得るものとし、所定の課程の一部を修了することによる個別課目試験の受験資格はこれを付与しないものとする。</p> <p>(大学院等の指定申請)</p> <p>第4条 大学院等の指定を希望する者は、所定の課程を開始しようとする日の概ね3ヵ月前までに、次の掲げる書類を協会に提出し、申請を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該大学院等の概要を記載した書類等 二 所定の課程とする科目案ならびに当該科目の概要等を記載した書類等 三 講師等の現職若しくは略歴等を記載した書類等 四 その他参考となる事項を記載した書類 <p>(大学院等の審査手続)</p> <p>第5条 前条に基づき、指定申請があったときは、協会は別に定める審査基準に基づき、所定の審査機関の審査を経たうえで、常務理事会による承認を行う。</p> <p>2 前項の審査基準は所定の審査機関が作成し、常務理事会がこれを承認する。</p> <p>(大学院等との覚書)</p> <p>第6条 協会の常務理事会が指定申請を承認したのち、協会と当該大学院等は本指定に係る覚書を交わすものとし、規程第3条第1項第二号に関する事項で、規程ならびに細則に定めなきものについては、当該覚書においてこれを定めるものとする。</p> <p>第三節 FP実務に係る所定の研修 (FP実務に係る所定の研修)</p> <p>第7条 規程第3条第2項に定めるFP実務に係る所定の研修(以下「所定の研修」という)は、別に定める「CFP®初期認定研修実施要領」に基づ</p>
---	--

	<p>いて行われる研修をいう。</p> <p>2 所定の研修の実施告示は、協会ホームページならびに協会が発行する機関誌等により行う。</p> <p>(所定の研修の受講期限)</p> <p>第8条 CFP®認定を受けようとする者は、CFP®試験に合格した日から起算して5年を経過する日までに所定の研修を修了しなければならない。</p> <p>2 前項に定める期間内に所定の研修を修了しない者のCFP®試験の合格履歴はこれを失効するものとする。</p> <p>3 協会を退会した者の所定の研修の修了履歴はこれを失効するものとする。</p> <p>第四節 継続教育 (CFP®資格審査試験に合格した者に係る継続教育)</p> <p>第9条 試験に合格した者は、CFP®認定を受ける前であっても協会が定める「継続教育規程」及び「継続教育規程運用細則」に規定する継続教育を受講しなければならない。</p>
<p>(試験要件)</p> <p>第4条 CFP®認定を受けようとする者は、別に定める規程に基づいて協会が実施するCFP®試験に合格しなければならない。</p> <p>2 前項の「CFP®試験に合格」とは、CFP®試験が課目別試験等の複数試験で構成される場合には、そのすべての試験に合格することをいう。</p> <p>3 CFP®試験は、第3条1項の各号のいずれかの要件を満たし、かつ試験第1日目において満20歳以上の者でなければ受験することができない。</p>	<p>第二章 試験要件</p> <p>(CFP®試験)</p> <p>第10条 規程第4条第1項に規定する別に定める規程とは、「CFP®資格審査試験業務規程」ならびに「CFP®資格審査試験要項」をいう。</p>
<p>(経験要件)</p> <p>第5条 CFP®認定を受けようとする者は、ファイナンシャル・プランニングに係る実務経験を3年以上有していることを要する。実務経験の定義等は、別に定める。</p>	<p>第三章 経験要件</p> <p>(実務経験の定義)</p> <p>第11条 規程第5条に定める実務経験(以下「実務経験」という)は、別表第一に掲げる事項のうちいずれかの経験をいう。</p> <p>2 CFP®認定を受けようとする者は、別表第一に掲げるもののほか、別表第二左欄に掲げる事項ごとに同表右欄に掲げる年数を実務経験年数として申請することができる。</p> <p>(実務経験の時期)</p> <p>第12条 実務経験を3年以上有している期間は、CFP®試験に合格した日から10年間をさかのぼる日を起点とし、同試験に合格した日から5年間を経過する日までとする。</p>

	<p>2 前項に定める期間内に実務経験を3年以上有しない者及び次条に定める申請を行わなかった者のCFP®試験の合格履歴ならびに所定の研修の修了履歴はこれを失効するものとする。</p> <p>(実務経験の申請・審査・証明) 第13条 CFP®認定を受けようとする者は、別に定める書式により実務経験の申請を行わなければならない。</p> <p>2 協会は、前項に基づいて申請された内容について審査し、特に必要があると認めた場合には、当該本人に対し、別に定める証明書類等を提出させることができる。</p> <p>3 証明書類等が提出されない場合若しくはその証明書類等の内容に不正があった場合、協会は当該本人のCFP®試験の合格履歴ならびに所定の研修の修了履歴を失効させることができる。</p>
<p>(倫理要件) 第6条 CFP®認定を受けようとする者は、CFP®認定者に係る諸規程ならびに協会の定める倫理規程等のすべてを了解し、遵守する旨の誓約を所定の書面等にて行なうことを要する。</p>	<p style="text-align: center;">第四章 倫理要件</p> <p>(倫理要件) 第14条 協会は、規程第6条に基づき、CFP®認定を受けようとする者から申請された書面等について審査し、特に必要があると認めた場合には、当該本人に対し、別に定める書類等を提出させることができる。</p> <p>2 前項に定める書類等が提出されない場合若しくはその書類等の内容に不正があった場合、協会は当該本人のCFP®試験の合格履歴ならびに所定の研修の修了履歴を失効させることができる。</p>
<p>(初期認定の申請) 第7条 初めてCFP®認定を受けようとする者は、第2条に定めるすべての要件を満たしたうえで、協会が定める所定の手続きに従い、期日までに申請をしなければならない。</p> <p>2 前項の申請を行なうにあたり、協会の会員でない者は、あわせて協会会員としての入会申請を行なうことを要する。</p>	<p style="text-align: center;">第五章 認定</p> <p>第一節 初期認定 (初期認定要件) 第15条 規程第7条第1項に定める所定の手続(以下この条において「所定の手続」という)にあたっては別表第三に掲げる事項のうちの所定の額を協会に納付しなければならない。なお、必要書類ならびに様式等は別に定める。</p> <p>2 規程第3条第1項第二号の規定によりCFP®試験の受験資格を得た者は、所定の手続を行うにあたり、当該大学院等の卒業を証する書類等を提出することを要する。</p> <p>(FPSB加盟組織等が認定するCFP®認定者の取り扱い) 第16条 「Financial Planning Standards Board」の加盟組織ならびに「Certified Financial Planner Board of Standards」が認定したCFP®認定者が、協会のCFP®認定を受けるときには次の各号の要件をすべて満たし、か</p>

	<p>つ別表第四に掲げる事項のうちの所定の額を協会に納付することを要する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 協会のAFP認定を受けたのち、規程第4条第2項に定めるCFP®試験に合格すること 二 規程第6条に定める倫理要件を満たすこと 三 その他、別に定める必要書類等を提出すること
<p>(認定拒否)</p> <p>第8条 次のいずれかに該当する者は、CFP®認定を受けることができない</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約に関する法律第2条2号所定の本人であって同法第4条1項の規定により任意後見監督人が選任されている者、のいずれかに該当する者 二 禁固以上の刑に処せられる者 三 禁固以上の刑の執行を終わり、又は刑の執行を猶予された日から5年を経過していない者 四 破産者で復権を得ない者 五 過去に会費未納等により退会となった者 六 過去に協会から除名処分を受けている者 七 理事会において著しく不適切と認められた者 	
<p>(資格更新)</p> <p>第9条 CFP®認定者は定められた期間ごとに所定の継続教育単位を取得し、かつ所定の資格更新手続を行わなければならない。所定の期限までに資格更新手続が完了しなかった者のCFP®資格は失効し、AFP認定者へ移行するものとする。なお、継続教育ならびに資格更新手続については、「継続教育規程」ならびに「継続教育運用細則」に別に定める。</p>	
<p>(資格の失効)</p> <p>第10条 CFP®認定者は次のいずれかに該当する事項が発生した場合、その資格を失効する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 協会を退会したとき 二 所定の継続教育単位を取得できず資格更新することができなかつたとき 三 懲戒規程による資格取消処分を受けたとき 	<p>第二節 資格の失効 (退会者の取り扱い)</p> <p>第17条 協会を退会した者が再びCFP®認定を希望する場合には、協会の定める「AFP認定基準規程」の規定によるAFP認定を受けたのち、規程ならびに細則に基づく要件をすべて満たさなければならない。</p>

<p>(AFP認定者からの復活) 第11条 CFP®資格を失効し、AFP認定者に移行したのち、CFP®資格の復活を希望する者は、失効後5年未満の場合に限り、別に定める方法により、CFP®資格を復活することができる。</p>	<p>第三節 資格の復活 (AFP認定者からの復活) 第18条 規程第11条に規定する別に定める方法とは別表第四に掲げるとおりとする。なお、CFP®資格を失効したのちに一般会員へ移行した者は、規程第11条の適用を受けることができない。</p> <p>2 本事項に係る手数料等は、別表第三に掲げる事項のうち所定の額とする。</p> <p>第六章 その他 (CFP®認定者異動の告示) 第19条 CFP®認定者がCFP®資格を失効、もしくは復活したときは、協会は当該認定者の氏名、ライセンス番号、所属支部とともに、その事実を協会の機関誌において告示することができる。</p>
<p>(規程の変更等) 第12条 この規程は、常務理事会の議決によって変更することができる。またその他のCFP®認定に必要な事項は常務理事会が別に定める。</p>	<p>(細則の変更等) 第20条 この細則は、常務理事会の議決によって変更することができる。</p>
<p>附 則 1. 本規程は、平成17年9月5日より実施する。 2. 平成18年11月1日までに実施するCFP®試験ならびに同日までに実施されたCFP®試験に合格した者のCFP®認定手続きについては、従前の定めによる。</p>	<p>附則 1 本細則は平成17年9月5日より実施する。</p>

【CFP®認定基準規程運用細則 / 別表関係】

< 別表第一 > 実務経験の定義

項番	事項
1	「FPプロセスの6ステップ」に定義する「顧客との関係確立とその明確化」に係る経験
2	「FPプロセスの6ステップ」に定義する「顧客データの収集と目標の明確化」に係る経験
3	「FPプロセスの6ステップ」に定義する「顧客のファイナンス状態の分析と評価」に係る経験
4	「FPプロセスの6ステップ」に定義する「プランの検討・作成と提示」に係る経験
5	「FPプロセスの6ステップ」に定義する「プランの実行援助」に係る経験
6	「FPプロセスの6ステップ」に定義する「プランの定期的見直し」に係る経験

< 別表第二 > 実務経験として申請できる事項

事項	年数
協会が実施する「レジデンシーコース」の受講・修了	プログラム毎に別に定める年数
認定教育機関が実施する継続教育研修であって協会が認めたものの受講・修了	プログラム毎に別に定める年数
「FP学習ガイド」に規定する分野に係る大学・大学院での継続的な教育活動	年数上限なし
規程第3条二に定める大学院の修了	2年を上限とする
その他別に定める事項	別に定める

< 別表第三 > 所定の額


事項	金額	支払いの時期
協会入会金	10,000円	協会に入会するとき
協会年会費	12,000円	毎年度(年額)
CFP®新規登録料	5,000円	初めて認定を受けるとき
CFP®ライセンス料	8,000円	毎年度(年額)
復活料(初回)	10,500円	復活の申請を行うとき(初回)
(2回目)	15,750円	復活の申請を行うとき(2回目)
(3回目)	21,000円	復活の申請を行うとき(3回目)

< 別表第四 > 復活要件

CFP®資格を失効した日から起算し、復活を申し出た日までの期間	申し出時の必要単位数	手続等
1年未満	30単位	所定の書類を提出し、申請された継続教育単位の内容ならびに過去の懲戒履歴等を審査したうえで復活を認める
1年以上3年未満	30単位	
3年以上5年未満	60単位	
5年以上(参考)	CFP®資格審査試験の合格等、初期認定に必要な要件を満たすことを要し、継続教育単位の取得による復活はこれを認めない	

* 本表に定めなき事項は「継続教育規程」ならびに「継続教育運用細則」の規定を準用する。

以上

 <p>CFP®、CFP®、CERTIFIED FINANCIAL PLANNER®およびサーティファイド ファイナンシャル プランナー®は、米国外においてはFinancial Planning Standards Board Ltd.(FPSB)の登録商標で、FPSBとのライセンス契約の下に、日本国内においてはNPO法人日本FP協会が商標の使用を認めています。</p>
